

お客さま各位

**「ワンタイムパスワードアプリ利用にかかる追加規定」の制定および  
 「インターネット支店取引規定」改定のお知らせ**

当行では、2021年2月15日より、ちばぎんマイアクセス（インターネットバンキング）でご利用いただける「ワンタイムパスワードアプリ」の提供を開始いたします。これに伴い、下記の規定を制定・改定いたしますのでお知らせいたします。制定・改定後の各規定は、当行ホームページに掲載させていただきます。

記

## 1. 制定・改定する規定

- ①制定：「ワンタイムパスワードアプリ利用にかかる追加規定」
- ②改定：「インターネット支店取引規定」

## 2. 規定の内容について

- ①「ワンタイムパスワードアプリ利用にかかる追加規定」の内容は、[こちら](#)をご覧ください。
- ②「インターネット支店取引規定」

改定前	改定後
第2条. 利用資格 (1) 本店と取引を行う契約者は、当行所定の本店対象地域に居住する20歳以上の個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」といいます）を除く）とします。 (2) 本店との取引は契約者本人が行うものとします。 (3) 本店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号のある名義についてもご利用になれません。 (4) 本店での各種商品・サービスのご利用にあたっては、各取引に係る規定（以下「関連規定」といいます）にて利用資格を定めている場合があります。この場合、前3項のほか、関連規定に定める利用資格を満たす必要があります。 (5) 本店の口座開設の申込みには、 <u>ちばぎんマイアクセスにおけるワンタイムパスワードの申込みを含むものとします。</u>	第2条. 利用資格 (1) 本店と取引を行う契約者は、当行所定の本店対象地域に居住する20歳以上の個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」といいます）を除く）とします。 (2) 本店との取引は契約者本人が行うものとします。 (3) 本店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号のある名義についてもご利用になれません。 (4) 本店での各種商品・サービスのご利用にあたっては、各取引に係る規定（以下「関連規定」といいます）にて利用資格を定めている場合があります。この場合、前3項のほか、関連規定に定める利用資格を満たす必要があります。 (削除)

※上記は改定部分のみを記載しております。

以上